

ヒアリング終了後、委員・幹事から寄せられた質問及びこれに対するヒアリング出席者（辻川圭乃氏）の回答は、以下のとおりです。

#### 【質問】

ヒアリングは綿密な準備を重ねられて実施されているように見えました。他方で、画面に全身が映らず、位置を調整される場面もありました。事前準備も含めて、どのような点に問題を感じられましたでしょうか。特に、ヒアリングと裁判との対比で、こういった点に裁判において問題が生じるのではないかと懸念された点があれば御教示ください。

#### 【回答】

1 今回のヒアリングで次のような問題を感じました。

##### (1) 手話通訳に関して

田門弁護士の手話の通訳について、田門弁護士が意図したような通訳がされませんでした。田門弁護士は、事前に読上げ原稿を作成して手話通訳者に渡ししておりました。しかし、手話の場合、相手の手の動きのみならず、顔の表情や体全体の動きを見なければいけないことから、原稿を見ながら手話通訳をするというのは非常に困難となります。そのため、手話通訳者は、原稿は見ずに、自分の言葉で通訳をされていました。内容としては間違っていないのですが、ニュアンスとして砕けた印象を与え、弁護士の発言という感じではありませんでした。このことは、今回、UDトークを併用したことで、手話通訳の逐語訳を田門弁護士が事後的に検証することができ、初めて分かったことです。

他方、若林弁護士の手話通訳者は、原稿を右手でかざしながら、ちらちらと見ながら通訳をされていました。そのため、ほぼ原稿どおりでしたので、専門用語も入った弁護士らしい発言となっていました。反面、会場で見ている方からすると、手話通訳者が通訳をしているというよりも原稿を読んでいる印象を受けたかもしれません。

このように、手話通訳については、通訳者の話し方や単語の選択の仕方で随分と印象が異なることに留意する必要があります。

##### (2) WEB上での手話通訳について

手話は腰から上が全て見えないとできないため、基本的に立って行います。今回のヒアリングでは、パソコン内蔵のカメラのため、若林弁護士が発言に際して立ち上がったことで、当初若林弁護士の顔が半分映っておらず、慌ててカメラの位置を調整しました。

##### (3) 文字通訳について

文字通訳について、少なくとも、1か所、幡野弁護士の発言につき、通訳者が正確な聴き取りができず、誤った通訳がなされていることが分かりました。

事前準備がなされた状況においても誤りは避けられません。裁判においては、通訳者に情報が十分に開示されない状況が想定されますので、文字通訳の内容は、利用者のみならず、全員に開示しながら進行し、誤りがあれば訂正をする

ことが必要と考えます。

#### (4) 拡大読書器の使用について

幡野弁護士に対して、延長コードの準備をしていただきましたが、コンセントを挿す部分から机まで距離があったため、拡大読書器からコードを外さなければ机の中央で資料を読むことができず、また、コードを外さなければパソコンの画面を拡大読書器で見ることができなかつたようです。

拡大読書器の充電をしていたので今回は対応できたようですが、充電が切れてしまった場合には資料等を読むことができなくなるように思います。

#### (5) WEB上での視覚障害者(弱視)の立場からの問題点(幡野弁護士)

目の前のパソコンに映っていた画面と、後ろのスクリーンに映っていた画面が違っていました。話している人の画面が後ろのスクリーンには表示されているのに目の前のパソコンには映っていなかったり、UDトーク画面が目の前のパソコンに映っていなかったりしました(なお、後ろのスクリーンは、持参したiPadのアプリを利用して見ていました。)

また、自分を映すカメラがどこにあるか分かりませんでしたので、自分がどこにいればちゃんと映るのか分かりませんでした。

パソコンを操作して良いのか、どのように操作すれば調整ができるのかが分からなかったため、そのままにしていました。

## 2 裁判上での懸念

### (1) 手話通訳について

ビデオリンクで尋問等を行う場合、手話をしている人が画面内にきちんと収まるようカメラを設置する必要があります。

また、質問者がどのような表情や態度で質問しているのかも重要な情報ですので、法廷の場合は、質問者と手話通訳者が同一の視界に入るように、検察官、弁護士、裁判官と質問者が変わるとともに、手話通訳者が位置を移動します。ビデオリンクの場合は、質問者と手話通訳者のみが並んで表示されるなどの工夫が必要です。

そのほか、手話通訳が内容を正確に伝えているか、ニュアンスも異なっていないかなどを事後的に検証できるようUDトークなどの文字通訳を併用することが望ましいと思われます。但し、文字を解さない手話ユーザーも少なくないことに留意すべきです。

上記のような問題点は、対面で行っていれば、少し見えづらいときに自身が動く等による対処が可能となる場合もありますが、WEB上で少し分かりづらいという場面ではそのこと自体を言い出しづらく、正確な手話通訳によるコミュニケーションを確保できない可能性があるように思います。原則として対面での手話通訳がなされることとしつつ、手話通訳をWEB上でせざるを得ない場面においては、常に上記の点への配慮をしていただく必要があります。

### (2) 電源について

拡大読書器に限りませんが、裁判との関係でいえば、尋問期日など、長時間の期日を実施する際には途中で充電が切れると、資料を読めなくなるなどとして

も困ることになります。

刑事裁判全体がIT化する際には、当然に法廷を含む刑事手続きの関連施設における電源の環境を整えることが不可欠となります。その際、それぞれの障害ごとに必要となる機器も異なってきますので、それに対応した環境整備も必要となってくるかと思えます。

### (3) 視覚障害(弱視)の立場から

裁判との関係では、ビデオリンクで尋問をする際(特に書面を提示するときや動作を再現してもらったとき)にも、法廷にいる裁判官・検察官・弁護人からは、証人が見ている画面の状況は分からないですし、証人からも自分がどのように裁判官・検察官・弁護人に見えているのか分からないので、双方にとって余計なミスコミュニケーションを生む可能性があるように思います。また、画面の状況が分からないことは、被告人本人であれ弁護人であれ(あるいは裁判員であれ)、裁判自体に集中できないということにもつながるので、ビデオリンクの利用自体、慎重であるべきように思います。

### 【質問】

手話通訳をビデオリンクで実施するかどうかについて、聴覚障害者が被告人、弁護人いずれの立場の場合でも、その方の意思の確認は、どのように行われるべきだと思われますか。留意点等があればご教示ください。

### 【回答】

聴覚障害者の特性として、言外のニュアンスを掴むのが難しいので、「ビデオリンクでやるか否か」という聞き方でされると、何と答えればいいのか分からないことが多いです。このため、「ビデオリンクを通して遠隔で手話通訳をするか、裁判所で直接手話通訳者と対面して尋問するか」というように、具体的な方法を入れた選択肢を明示して、選択が出来るようにすると良いと思われます。

もっとも、弁護人において、障害当事者である被告人に対し、どのように質問をしたのか後で疑義が生じることは適切ではありません。全ての国選弁護人が、すぐに上記のような質問をするよう聴覚障害に習熟することも難しいかもしれません。そのため、裁判所全体として裁判所職員に障害に関するニーズを習熟するよう努めていただいた上で、被告人自身本人に意思確認をしていただくことは重要かと思えます。